

国立大学法人愛知教育大学と椋山女学園大学との教員養成の高度化に関する連携協定書

国立大学法人愛知教育大学（以下「甲」という。）と椋山女学園大学（以下「乙」という。）は、連携して教員養成の高度化を図るため、協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、教員を志す学生を対象に、愛知教育大学大学院教育実践研究科（以下「教職大学院」という。）において、教育実践力を備えた高度専門職業人としての教員の養成を行うことを目的とする。

（連携事項）

第2条 本協定による連携事項は、次のとおりとする。

- (1) 甲は、乙の学生のうち教員免許取得予定者で教員を志す卒業見込みの者に対して、教職大学院における特別選抜を実施する。
- (2) 乙の学生は、甲の行う教職大学院に係る模擬授業等の取組に参加することができる。
- (3) 甲及び乙は、教職大学院に関わる教員の人事交流を行うことができる。

（手続）

第3条 前条第1号を実施する際、乙は、教員を志す優秀な学生を甲に推薦するものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づき相手方から提供された情報について、相手方の事前の了承なく第三者に開示・漏洩しない。また、本協定の目的以外に提供された情報を利用しない。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、協定の有効期間満了の日の30日前までに甲及び乙のいずれからも改定の申入れがない場合は、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第6条 本協定に定めるもののほか、連携事業の実施に関し必要な事項は、甲及び乙が協議の上定める。

2 本協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上定める。

本協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、甲及び乙が署名の上、各1通を保有する。

令和元年 6月25日

甲 国立大学法人愛知教育大学長

乙 椋山女学園大学長

後藤心とみ

後藤宗理